

社会的養育体制整備計画策定部会

【開催の目的】

「平成 28 年度改正児童福祉法」並びに「新しい社会的養育ビジョン（H29.8.2）」、「都道府県計画の見直し要領（H29 度未発出予定）」に基づき、本府の社会的養育の取り組むべき課題や方向性を示す「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」を策定するため、本部会を開催する。

また、本部会においては、効率的かつ専門的な審議を進めるため、「社会的養護ワーキンググループ」及び「子ども家庭支援体制ワーキンググループ」を設置する。

【開催日】

平成 30 年 3 月 1 日（木）19:00～21:00

【審議内容】

- (1) 都道府県推進計画（第二次大阪府社会的養護体制整備計画）の見直しについて
- (2) 計画の見直しに向けた検討体制
- (3) 子どものニーズ実態調査（新規措置児童、措置児童の家庭復帰、一時保護(委託)児童）
- (4) 大阪府の取り組みの現状報告

【今後のスケジュール】

平成 30 年	3 月 1 日	第 1 回社会的養育体制整備計画策定部会
	3 月～	実態調査の実施、施設等ヒアリングの実施
	3 / 2 6	子ども施策審議会
	5 月	実態調査の分析 及び 施設ヒアリングの取りまとめ
	6 月	第 2 回社会的養育体制整備計画策定部会 社会的養護 WG①
	7 月	第 3 回社会的養育体制整備計画策定部会 子ども家庭支援体制 WG①
	8 月	第 4 回社会的養育体制整備計画策定部会 社会的養護 WG②
	9 月	第 5 回社会的養育体制整備計画策定部会 子ども家庭支援体制 WG②
	10 月	第 6 回社会的養育体制整備計画策定部会 社会的養護 WG③
	11 月	第 7 回社会的養育体制整備計画策定部会 子ども家庭支援体制 WG③
	12 月	※各ワーキングについて、審議が終了しなかった場合の予備設定
	平成 31 年	1 月
2 月		第 8 回社会的養育体制整備計画策定部会
3 月		子ども施策審議会

二次大阪府社会的養護体制整備計画(都道府県推進計画)の見直しについて

平成 28 年および 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、社会的養育に関する抜本的な改正が行われました。

また、平成 29 年 8 月 2 日、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」報告書(新しい社会的養育ビジョン)において、従来の「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)に基づいて策定された都道府県推進計画(大阪府においては「第二次大阪府社会的養護体制整備計画」)を抜本的に見直し、家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込むことが求められています。

今後、平成 30 年 3 月末までに示される予定である、全面的な見直しに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県推進計画の見直し要領」に基づき、「第二次大阪府社会的養護体制整備計画」の見直しを 1 年前倒しし、「第三次大阪府社会的養育体制整備計画(仮称)」として策定します。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と都道府県推進計画との関係】

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

(記載事項(社会的養育関係部分))

(一) 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童相談所の体制の強化
- (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
- (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

(二) 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進(里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進)
- (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護の推進

※現行計画上、整合性を図るとされている事項

都道府県推進計画

(記載事項(案))

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

【都道府県推進計画の見直しスケジュール】

